

刑 法 (配点 60 点)

以下の問題を読んで、設問に答えなさい。

【問題】

1 甲は、令和元年4月初旬から暴力団A組に所属した組員であり、所属当初からA組若頭補佐である乙を兄貴分として慕っていた。

令和元年6月24日頃、乙が経営する風俗店にB県警察署保安課の巡査であるXが、風俗営業に関する強固な立ち入り調査を行った。風俗店内にいた乙は、Xに対し「店をつぶす気やろ」などと毒づいて抵抗したが、Xはそのまま立ち入り調査を止めなかったために、乙はXに対し強い恨みをもつようになった。

2 同年7月7日、A組事務所に甲と乙が二人きりになった際に、乙は、前記1の事実をきっかけとしてXに強い恨みがあることを甲に伝えたところ、甲は、「兄貴の店をつぶしにかかるとはとんでもねえ警察だ。いっそ俺がXを殺してやりましょうか。」と告げた。それを聞いた乙は、甲を使ってXを殺しXの所持している拳銃でも奪うことができれば、Xに恨みを晴らすことができるし、拳銃を手に入れることもできて一石二鳥だと考え、甲に対し、「お前、Xを殺す度胸があるか。お前がやれるならお前に頼みたい。ここに建設用のびょう打銃を改造した凶器がある。この凶器を使って、Xを殺し、Xが持っている拳銃を奪ってきてくれないか。奪った拳銃はA組で使用する。もしも、これが上手くいったら、お前は俺の右腕として俺が一生面倒を見る。どうだ。」ともちかけた。それを聞いた甲は、「乙さんからの依頼なら喜んで受けますよ。」と乙からの依頼を快諾し、改造した建設用びょう打銃と装填用のびょう、びょう打銃を打つためのハンマーを受け取った。さらに乙は甲に対し、「Xは来週13日の午後10時に、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律違反に関する現場見分の捜査だと言ってまた俺の風俗店に来ることになっている。だから、風俗店に来る前の時間帯を狙って、通行中のXにびょう打銃を打ち込んで、拳銃を奪ってこい。当日Xは、Xの警察署から俺の風俗店までの間にある、店から100メートル離れたC公園の前を通ってくるだろう。あそこならひと気がないので、やるのには都合が良いだろう。」と告げた。それを聞いた甲は、同月13日午後9時30分頃から、XをC公園前で待ち伏せてXに襲撃をかけることにした。

3 同月13日午後9時30分頃、C公園に到着した甲はXが通りかかるのを待った。すると、同日午後9時50分頃、C公園前歩道上にXが通りかかった。そこで甲は、Xに気づかれないようにXの背後からXを追尾し、びょうが一本装填された建設用びょう打銃を構えてXの背後約1メートルに接近した。そして、甲は、周囲に人影が見えないことを確認した上で、Xの右肩部付近に向かって、ハンマーで建設用びょう打銃の撃針後部をたたいた。

てびょうを発射させた。しかし、甲の発射したびょうはXに対し右側胸部貫通銃創を負わせたにとどまり、Xを殺害するに至らなかった。さらに、Xの身体を貫通したびょうは、たまたまXの約30メートル右前方の道路反対側の歩道上を通行中のYの背部に命中し、Yに腹部貫通銃創を負わせ、Yを即死させてしまった。甲は、XだけでなくYにも被害が及んだことで騒ぎが大きくなってしまったため、Xから拳銃を奪うことを諦めその場を逃走した。

【設問1】

【問題】にある事実関係に基づき、甲の罪責を論じなさい（ただし、特別法違反の点を除く）。なお、論述に際しては、以下の①及び②の双方に言及し、自らの見解を根拠とともに示すこと。

①甲に、Xに対する故意犯もYに対する故意犯も認められるとの立場からは、どのような説明が考えられるか。

②甲に、XかYに対するどちらか一つの故意犯しか認められないとの立場からは、どのような説明が考えられるか。

【設問2】

【設問1】で論じた自らの見解に従って、**【問題】**にある事実関係に基づき、乙の罪責を論じなさい（ただし、特別法違反の点を除く）。